

検証の方針・進め方等について（案）

1. 検証の方針（基本姿勢）

（1）「事実」に基づく検証を行う

これまで関係者・関係機関が収集した情報の提供を受けて活用するほか、新たに聴き取り等を実施して情報を収集し、これらを総合的に判断して「事実」を認定するとともに、その問題点を抽出する。

（2）背景にある根本原因を追求する

抽出された個々の問題点については、「なぜ、そうなったのか」を繰り返す形で検討を加え、その背景にある根本原因を追求する。これにより、関係者個々人の問題のみならず、組織的・社会的な問題などを浮き彫りとする。

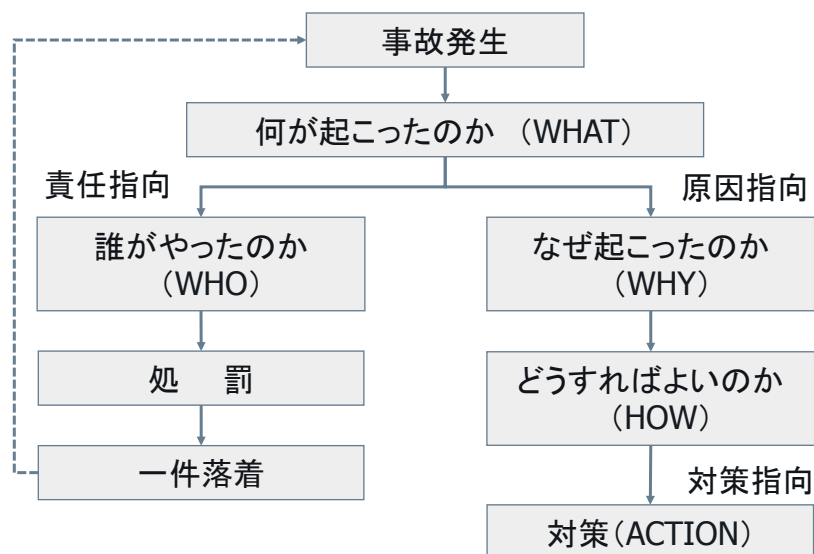
（3）多くの要因を明らかにし、さまざまな側面から対策を検討する

事故発生・被害拡大の原因は単一ではなく、数多くの要因が重なっていることを前提に、それらを幅広く明らかにするとともに、それぞれについて必要な対策を提言する。多重・多様な対策によって、同種・類似事故のより確実な再発防止を図る。

（4）責任追及ではなく、原因究明・再発防止を指向する

「誰が」という責任追及型の考え方では再発防止につながらないことから、「なぜ起こったのか」「どうしたらよいのか」という視点に立った原因究明・再発防止を指向する（下図参照）。ただし、原因究明の過程で特定の個人・組織等の責任が明らかになる場合は、これを妨げない。

事故に対する2つの思考方法（柳田邦男）



2. 調査・検証の対象となる事項

設置要綱第2条（所掌事務）に従い、次の事項を調査・検証の対象とする。

- (1) 大川小学校の置かれていた環境、地域の状況及び事故前の大川小学校・石巻市教育委員会等の防災に係る取組状況（事前対策）
⇒ 作業チーム①を中心に作業を進め、委員会で検討
- (2) 事故発生時の大川小学校の教職員及び児童等の避難行動（避難行動）
⇒ 作業チーム②を中心に作業を進め、委員会で検討
- (3) 今後の学校防災に関する提言（防災対策）
⇒ 上記(1)、(2)の結果を踏まえ、委員会全体で検討

【要検討事項】

設置要綱第2条（所掌事務）の規定に拘わらず、「事後対応」について調査・検証の対象とするか。対象とする場合、どこまで取り扱うか。

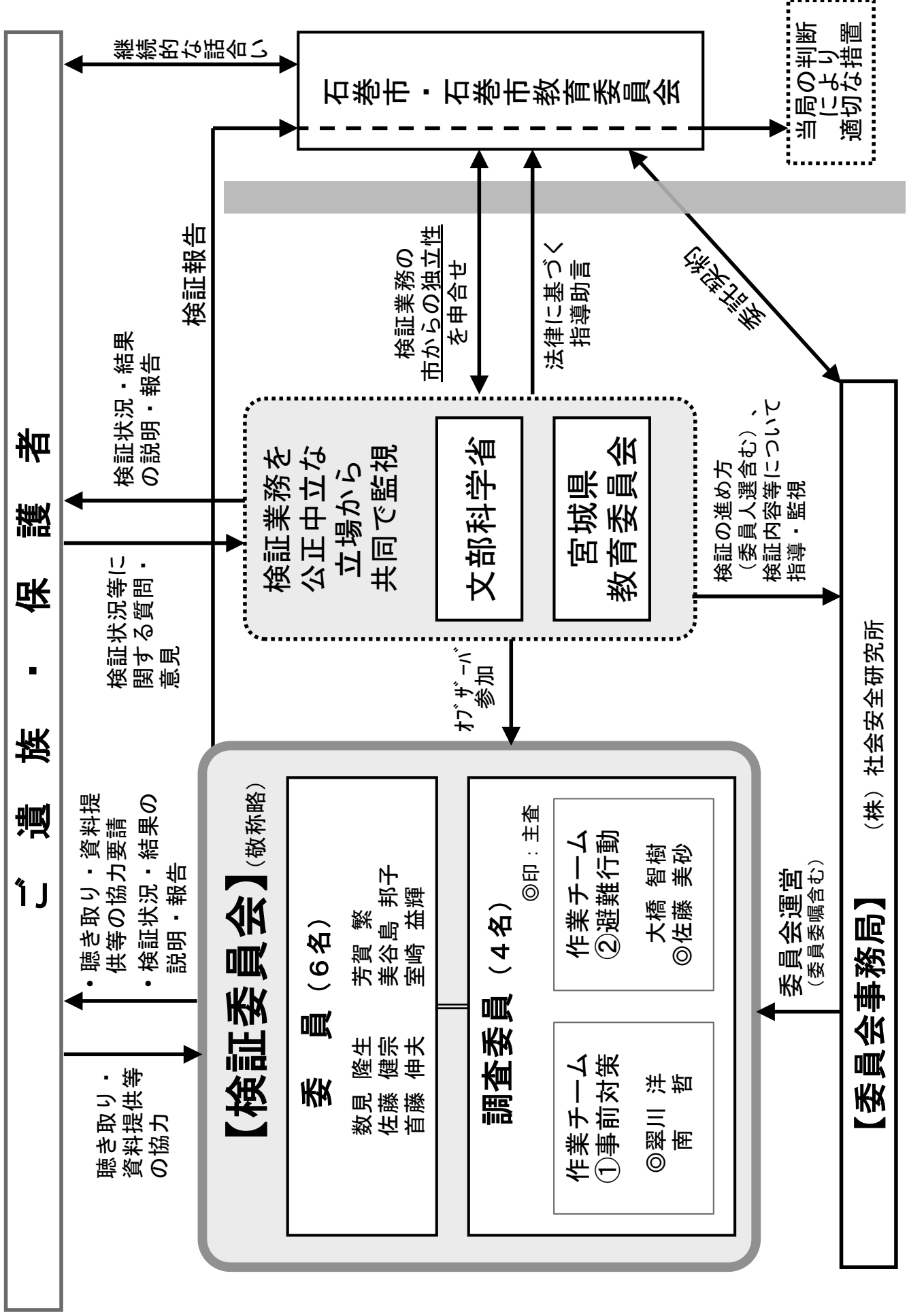
- 「事後対応」については、以下の2つに区分できる。
 - ①事故直後の救出・救助、救急救命活動など、津波による被害（人の死傷等）を軽減する可能性のある対応
 - ②遺体捜索、事故に関する調査、ご遺族・保護者への説明など、津波による被害の軽減にはつながらないものの、関係当局として実施しなければならない各種対応
- 一般的な事故調査（例：運輸安全委員会における調査）では、上記2点はそれぞれ次のように取り扱われている。
 - ①：「サバイバル・ファクター（生存可能性に関する要因）」として調査対象とする
 - ②：事故の再発防止や被害の軽減には関わらないため、調査対象としない
- しかしながら、事後対応②については、次のような考え方もできる。
 - ・これが不適切であるために人々の心が傷つくことも、事故の「被害」である
 - ・問題点を明らかにして対策をとることで、今後の教訓として活かすことができる

3. 検証の進め方

- (1) 検証の体制 →別紙1
- (2) 検証スケジュール →別紙2

大川小学校事故検証委員会の位置づけ・体制

別紙 1



検証スケジュール

別紙2

	検証委員会	作業チーム①(事前対策)	作業チーム②(避難行動)	備考
H24年 12月				
H25年 1月	第1回委員会準備	調査範囲等の検討	既存資料の精査・整理	
2月	★第1回 ・調査の方針・進め方 (体制、スケジュール、調査内容等) ・被災現地視察	聞き取り内容精査、 聞き取り準備 (体制等含む)	聞き取り内容精査、 聞き取り準備 (体制等含む)	★各回の委員会開催後には、ご遺族 に対し事務局からご説明する報告会を 開催(ご意見・ご質問は常時受付)。
3月	★第2回 ・既存資料整理結果の確認 ・聞き取り内容、体制等の検討 ・分析方針の検討			
4月		事実 情報 整理	聞き取り 調査実施	
5月		中間報告(案)とりまとめ	中間報告(案)とりまとめ	
6月	★第3回 ・事実情報の確認(事実認定) ・中間報告(案)の確認 ・分析素案の検討 《検証中間報告の公表》 ↳ご遺族等への説明	中間報告 (案)修正	中間報告 (案)修正	★検証中間報告の内容は、主にその 時点で確認された事実情報とすること を想定。
7月				
8月	★第4回 ・分析(案)の検討 ・報告書とりまとめ方針の検討 ・公聴会開催方針等の検討	分析 及び 追加 調査	分析 及び 追加 調査	★分析及び報告書案の検討は、必要 に応じて委員会開催回数を増やして 対応。
9月	★第5回 ・公聴会に向けた報告書(案)検討	報告書 (案)作成	報告書 (案)作成	
10月	公述人募集・選定	報告書(案)修正	報告書(案)修正	
11月	《公聴会の開催》 ★第6回 ・公聴会結果を踏まえた報告書 (案)の検討			★公聴会開催とは別に関係者等の意 見を伺う機会を設定。
12月	★第7回 ・報告書(最終案)の検討・確認 《検証報告書の公表》 ↳ご遺族等への説明			